



2024年11月14日

各位

上場会社名 株式会社レゾナック・ホールディングス
コード番号 4004 東証プライム市場
代表者名 代表取締役社長 高橋 秀仁
問合せ先 ブランド・コミュニケーション部長 尾懸 香名子
TEL (03) 6263 - 8002

従業員持株会を通じた株式付与としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、次のとおり、第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年3月19日
(2) 処分株式の種類及び株式数	当社普通株式 139,420株(注)
(3) 処分価額	1株につき3,907円
(4) 処分総額	544,713,940円(注)
(5) 処分方法 (割当予定先)	第三者割当の方法による (レゾナック従業員持株会(以下、「本持株会」といいます。) 139,420株)
(6) その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(注) 「処分株式数」及び「処分総額」は、株式付与の対象となり得る最大人数である13,942名に対して、それぞれ当社普通株式10株を付与するものと仮定して算出した最大値です。本持株会は、本日以降速やかに開催される本持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて当社グループ従業員(以下、「従業員」といいます。)に対する入会プロモーションを実施し、本持株会への入会希望者を募ります。このため、処分株式数及び処分総額は、プロモーション終了後に確定します。

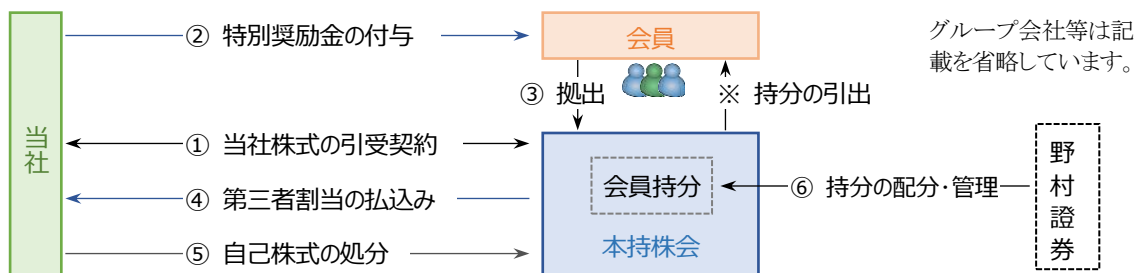
2. 処分の目的及び理由

当社は、本日、当社の中長期的な株主価値に対する当社グループ従業員のモチベーション向上を企図して、当社の普通株式(以下、「当社株式」といいます。)を、付与対象となる本持株会の会員(以下、「会員」といいます。)に対し、特別奨励金として付与するインセンティブ・プラン(以下、「本スキーム」といいます。)の導入を決定いたしました。本スキームの概要につきましては、本日付『従業員持株会を通じた「特別奨励金スキーム(自己株式処分型)」の導入について』をご覧ください。

本スキームは、会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を処分する(以下、「本自己株式処分」といいます。)もので第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、1. 処分の概要の(注)に記載のとおり、後日確定いたしますが、最大139,420株を本持株会へ処分する予定です。会員への特別奨励金の付与は、金銭を付与するもので、金銭債権の付与ではございません。また、付与された特別奨励金の拠出以外に会員による金銭の拠出はございません。

なお、本自己株式処分による希薄化の規模は、2024年6月30日現在の発行済株式総数184,901,292株に対する割合は0.08%、2024年6月30日現在の総議決権個数1,810,050個に対する割合は0.08%(いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。)となります。

本スキームの仕組み



- ① 当社と本持株会は、自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結します。
 - ② 当社は会員に特別奨励金を支給します。
 - ③ 会員は支給された特別奨励金を本持株会に抛出します。
 - ④ 本持株会は会員から抛出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当についての払込みを行います。
 - ⑤ 当社は本持株会に対して自己株式を処分します。
 - ⑥ 割当てられた当社株式は、本持株会が持株事務を委託している野村証券株式会社を通じて、本持株会内の会員持分に配分・管理されます。
- ※会員は割当てられた当社株式を個人名義の証券口座に任意に引出すことができます。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本スキームの導入を目的としております。処分価額につきましては、2024年11月13日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社株式終値である3,907円としております。これは、取締役会決議日直前のマーケット・プライスであり、合理的と考えております。

なお、この価格の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入しています。）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1ヶ月（2024年10月11日～2024年11月13日）	3,720円	5.03%
3ヶ月（2024年8月14日～2024年11月13日）	3,569円	9.47%
6ヶ月（2024年5月14日～2024年11月13日）	3,542円	10.30%

当社の監査役5名全員（うち社外監査役3名）は、上記処分価額が取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な払込金額に該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上